

第五次開成町総合計画を 策定しています

企画政策課 ☎84-0312

町では、まちづくりの総合的な指針である現在の第四次開成町総合計画が平成24年度で満了することから、平成25年度を初年度とする第五次開成町総合計画の策定に取り組んでいます。

町民の皆さんとの協働作業で計画を策定します

新しい総合計画は、町民の皆さんが主体的にかかわりながら、町との協働作業で策定していくこととしています。具体的な取り組みは次のとおりです。

①町民意識調査結果の活用

昨年実施した町民意識調査結果を新しい総合計画に反映させていきます。

②ワークショップの設置

町民ワークショップは、町民の方26名で5つの分科会を構成しています。

町民ワークショップでは、町民の方から見た町の将来像

などを盛り込んだ「町民提言書」をとりまとめています。

③意見聴取の実施

今後は、計画骨子案などの各段階で、パブリックコメントなどを実施し、皆さんからの意見を聴取していきます。

現在までの取組状況

現在までの取組状況は次のとおりです。

①町民ワークショップ

町民ワークショップでは、まずメンバーごとに「町の良いところ・悪いところ」「こんなまちになったらいいのになあ」といった町全体のイメージについて考え分科会ごとに意見交換を行いました。そ



町民ワークショップの様子

の後、まとめた意見から「町民提言書」のキーワードを決定し、町の将来の姿やその実現方策などを検討しました。「町民提言書」は中間とりまとめが完了し、今後さらに検討を進め、10月の完成を予定しています。

分科会区分	
A	教育・協働・文化・スポーツ
B	保健福祉・子ども
C	社会基盤整備
D	環境・安全安心
E	産業

②総合計画審議会
総合計画審議会は、各種団体の代表者など13名で構成されています。町民ワークショップの進捗状況などを把握し、新しい総合計画の策定に取り組んでいます。

総合計画シンポジウムを開催

町民の皆さんに総合計画の策定を身近に感じてもらうため、「総合計画シンポジウム」を開催します。

当日は、学識者による基調講演及び総合計画審議会と町民ワークショップとの間でのパネルディスカッションを予定しています。

日時 9月24日(土)
場所 開成町民センター

今後のスケジュール
今後の策定スケジュールは、おむね次のとおりです。

年月	内容
平成23年10月	町民提言書完成
平成24年2月	計画骨子案策定
平成24年5月	計画素案策定
平成24年9月	計画案・実施計画案策定
平成24年12月	議会上程
平成25年4月	新総合計画スタート

ごみ減量化が進む 葉山町の取り組みを視察

環境防災課 ☎84-0314

6月30日(木)に、ごみ減量化に向けてさまざまな施策を行う葉山町を視察しました。当日、17名の町民の方々が参加しました。

さまざまな生ごみ処理器の購入補助やモデル地区での戸別収集の取り組み、町民主導で実施している取り組みについて、お話を伺い、意見交換を行いました。

実際に利用されている 処理器を見てみました

葉山町で購入補助をしている生ごみ処理器は7種類あります。その中で多く町民に使われている「キエーロ」という処理器と、ベランダにも置ける『ベランダdeキエーロ』という処理器を実際に見てみました。この2つは虫や匂いが発生しにくく、また、手軽に使用できるとあって、とても評判が高く継続して利用される方が多いようです。



▲マンションのベランダにも置ける処理機『ベランダdeキエーロ』

▼木枠の地下置きタイプの処理機『キエーロ』



葉山町の方々の様々なお話を聞くことができました

一方的に話を聞いたり、物を見るだけでなく、葉山町の町民の皆さんと、日ごろの取り組みについて意見交換を行いました。ごみ減量のモデル地区では地域の力でごみ減量を推進し、住民発意による常設型の資源ステーションの設置や戸別収集の実施などによ

り、実施前に比べ可燃ごみが50〜70%削減が達成されたとのこと。住民の方々のごみ減量に対する熱意を感じました。



▲葉山町町民との意見交換の様子

2時間半の視察時間はあっという間に過ぎ、参加した方からは、「開成町でも葉山町のようにさまざまな生ごみ処理器購入補助があったらいいな」との声や「地域での取り組みに取り入れたいな」との声が聞かれました。

町では今年度、葉山町で町民の方々が使用している処理器の一部について、モニター制度を実施しています(既に募集期間は終了)。モニター制度で出た結果を検証し、生ごみ処理に効果的な処理器について、来年度以降、普及拡大に向けた取り組みを行います。ごみ減量を推進していきます。

落書きは 犯罪です

町内で、ガードレールや看板、橋脚などにスプレーなどで落書きをする行為が相次いでいます。落書きをされた人ばかりでなく、それを見る人の気持ちも不快にします。

落書きは「器物損壊罪」という犯罪であり、懲役3年以下、罰金30万円以下などの刑が科せられます。

落書きをしている行為を発見した方は、松田警察署(☎82-0110)、または役場(☎83-2331)までご連絡ください。

